

あかり



発行：中標津町全町内会連合会・中標津町安全で住みよいまちづくり推進協議会

★各町内会活動等による情報及び住民相談の伝達をより迅速に行うため、町内会長と役場を結ぶファクシミリ(73-4811)を設置しております。
★情報の通報及び相談の窓口は…
●役場町民生部 生活課交通町民相談係(相談110番)
TEL.(0153)73-3111(内線219)
●中標津町教育相談センター TEL.(0153)72-1717
●中標津警察署 生活安全課 生活安全係 TEL.(0153)72-0110

飲酒運転根絶を誓う 中標津町で決起根室大会

道条例「飲酒運転根絶の日」の7月13日、中標津町総合文化会館で同条例決起大会が開かれ、根室管内1市4町から参加した住民が飲酒運転根絶と交通安全を誓った。大会では主催する根室地区交通安全推進協議会会長の長谷川俊輔根室市長が「飲酒運転の事案は後を絶たない。きよつこの大会を契機として飲酒運転をしない・させない・許さないよう根絶へ協力をお願いします」とあいさつ。来賓の佐々木順一(中標津警察署長)、堀江雄二(根室振興局副局長)が飲酒運転根絶への協力を訴えた。

講演では松浦大史(町警交通課長)が、今年に入り同署と根室署とともに6件の飲酒運転の逮捕や検挙事案が発生していることなどを説明しながら「自分は大丈夫などと思わず、皆さんそれぞれが当事者となるんだという自覚を持って欲しい」と呼び掛けました。また、交通事故で長男を失った山崎晋さんが深い悲しみから時折涙を流し、声を詰まらせながら愛する息子を失った苦しみを語り、交通事故の悲惨さ、また、親として子供へ交通安全の重要さを指導するよう呼び掛けました。最後に、篠田巖根地区トラック協会中標津支部長が、交通ルールを守り飲酒運転をしない、飲酒をする場所には車で行かせない、飲酒運転をしない、させない、許さないを合言葉に飲酒運転ゼロを目指す宣言文を読み上げ、飲酒運転根絶を誓った。



心当たりのないメール・SMSには反応しないでください!

全国の消費生活センター等には、携帯電話やパソコン等に届く電子メールやSMS(ショートメッセージサービス)等のうち、いわゆる「迷惑メール」が関連した相談が寄せられており、2014年度以降増加しています。その内容は、「迷惑メールが1日に何十通も送られてきて困る」といった迷惑メールの受信に関するトラブルのほかに、「有料サイトの未納料金を請求するSMSが届き、支払ってしまった」、「お金がもらえるという当選メールが届き、受け取るための費用を支払ったが入金されない」という迷惑メールをきっかけに他のトラブルになってしまった等がみられます。

《よくある相談事例》

- 事例① 別の目的でメールアドレス等の情報をサイトに入力したら、迷惑メールが届くようになった
- 事例② 迷惑メールの止め方がわからない
- 事例③ 実在する事業者をかたり、有料サイト等の未納料金を請求された
- 事例④ お金がもらえるというメールがきたが、手続き費用を払ってもお金が受け取れない
- 事例⑤ 間違いメールを装ったメールに返信したら、出会い系サイトへ誘導された
- 事例⑥ フィッシング(注)と思われるメールで誘導され、個人情報を入力してしまった

(注)実在の事業者を装った電子メールを送り、メール内に記載したURLから偽サイト(フィッシングサイト)へ誘導し、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号等の個人情報を搾取る等の手口のこと。

《消費者へのアドバイス》

心当たりのない不審なメール・SMSが届いたら、開かず削除することが前提となりますが以下の点についても注意しましょう。

- ◎心当たりのない不審なメール・SMSが届いても、反応しないようにしましょう
- メール・SMSに記載されている連絡先へは決して連絡しないようにしましょう
- 実在する事業者名が記載されているメール・SMSが届いて不安な場合には、事業者のホームページや問い合わせでメール等を送っているか確認しましょう
- ◎迷惑メールに関するトラブルを防止するための対策をしましょう
- OSやセキュリティソフト等を最新の状態に更新しましょう
- 携帯電話、プロバイダー、セキュリティソフト等の迷惑メールの対策サービスを確認し活用しましょう
- メールアドレス、携帯電話の電話番号等の変更も検討しましょう

(国民生活センターホームページより)

商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル、多重債務など消費生活に関して困ったときにはいつでも

中標津町消費生活センター相談窓口
(役場生活課内)

消費生活センター

にご相談ください。

TEL.0153-73-3111(内線222)

●受付時間/10:00~16:00

●休 日/土曜・日曜・祝日

(年末年始12/31~1/5)は休み

各種取り組み 実施

◎「社会を明るくする運動」街頭啓発実施(7月3日)



◎計根別で交通安全呼びかけ幼稚園児・老人クラブで街頭啓発(7月11日)



◎「バイクの日」開陽台にて街頭啓発(8月19日)



秋の全国交通安全運動実施中!

9月21日(水)~30日(土)

9月21日(水)から30日(土)までの10日間、「秋の全国交通安全運動」が実施されています。

夕暮れが早まり、また農業や水産業での輸送交通量が増加するこの時期、交通事故の危険性が高まります。町内では、期間中に交通安全を訴える街頭啓発や交通遺児募金(黄色い羽根募金)運

動などの取り組みが実施されます。家庭や職場、地域から交通安全意識を高め、一人ひとりが交通ルールを守り悲惨な交通事故を無くしましょう。

安全で住みよいまちづくり 推進協議会開催

8月23日(水)中標津町役場会議室において、平成29年度第1回「安全で住みよいまちづくり推進協議会」が

開催されました。冒頭、栗崎会長より「時代の変化と伴に新たな犯罪・事件も出てきている。この協議会も変化に対応すべく対策に取組んで行かなければならないので、皆さんの御協力をお願いしたい」と挨拶。

協議会では、12名の委員で情報交換され、最後に中標津警察署生活安全課の辻課長から、青少年の生活実態や、犯罪、交通事故についての意見・情報交換も行い協議会を終了しました。

シートベルト着用率調査結果

7月18日(火) (国道272号)	8月15日(火) (国道272号)	9月15日(金) (国道272号)
運転席着用率 100.0%	運転席着用率 100.0%	運転席着用率 100.0%
助手席着用率 100.0%	助手席着用率 100.0%	助手席着用率 100.0%

ストップ ザ 交通事故

道内では今年も高齢者事故が多発しています。8月末交通事故死者が89人昨年同期プラス1名、6月以降降交死亡事故が急激に増えており、憂慮すべき事態となっております。これから日も早くなり、歩行者が見えにくくなる季節でもあるため、運転する際には小まめにハイビームへ切り替え歩行者の見落としを防止し、歩行する際には夜光反射材を身に付ける等、事故に遭わないよう工夫しましょう。又、自転車を運転する方も、「自転車の安全利用5則」を、しっかり守り被害者にも加害者にもならないよう、安全走行をお願いします。